

入 札 説 明 書

該当案件名 市立山手小学校屋外トイレ他改修工事

1 設計業務等の受託者等

公告の2 競争参加資格に関する条件の(13)中、

(1) 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社前田都市設計 兵庫事務所 兵庫県神戸市東灘区本山北町 2-14-19

(2) 「当該受託者と資本又は人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者

イ 業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者